

滋賀県平和祈念館 戦争体験者証言映像企画・制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、滋賀県平和祈念館（以下「当館」という。）が広く県民に戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝えるために、戦争体験者の方の貴重な証言を記録する映像教材（以下「証言映像」という。）の企画および制作業務を行う委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

（1）名称

滋賀県平和祈念館 戦争体験者証言映像企画・制作業務委託

（2）業務の目的および内容

別添「滋賀県平和祈念館 戦争体験者証言映像企画・制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 契約条件

（1）契約期間

契約締結日から令和8年3月30日まで

（2）予定価格

3,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- （2）滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- （4）滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札の参加者の資格に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」

中分類：「映像・音声情報製作」

小分類：「映画・ビデオ製作」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

（5）その他参加する者に必要な資格

令和4年度から令和6年度までの期間に、映像を企画制作する契約を締結した実績を有している者であること。

5 説明会開催の有無

開催しない。

6 プロポーザルに関する質問および回答

(1) 質問方法

質問がある場合には、下記 1 3 に示す問い合わせ先へ電子メールまたは F A X にて質問票（様式 1）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を提出した際は、必ず提出した旨を電話で連絡すること。※休館日に留意すること（別添開館カレンダー参照）。

(2) 質問票受付期限

令和 7 年 8 月 20 日（水）午前 11 時まで（必着）

(3) 回答方法

期間中に提出されたすべての質問および回答を取りまとめ、滋賀県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/14793.html>

滋賀県＞県政情報＞県の概要＞滋賀県行政機関＞健康医療福祉部＞平和祈念館＞注目情報

(4) 回答期日

令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 4 時を目途に回答する。

7 提出書類

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、提出期限までに提出すること。企画提案書等の提出は、1 者につき 1 提案とする。

(1) プロポーザル応募申込書（様式 2） 1 部

事業所名、所在地住所、代表者職名・氏名を記載し、会社印および代表者印を押印すること。

(2) 企画提案書 7 部（正本 1 部・写し 6 部）

① 体裁：A 4（横書き・カラー）、頁数は両面 10 頁程度（片面 20 頁程度）まで

② 作成上の留意事項

・ 正本には、事業所名、所在地住所、代表者職名・氏名を記載し、会社印および代表者印を押印すること。

・ 作成にあたっては、仕様書に記載の条件を満たし、かつ、当事業の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。

・ 別紙①に提示した体験概要に沿った内容とし、使用する画像等を掲載したうえで、全体的な方向性や使用した素材の意味、特に伝えたいメッセージや表現方法など、審査にあたって必要となるものがあれば記載すること。

・ 以下の（ア）から（カ）についても示すこと。

（ア）証言映像のタイムテーブル

1 証言映像あたりの時間構成について、構成項目と時間配分等を記載する。

（イ）証言映像の全体イメージが分かる資料

別紙①の「体験証言」ごとに、全体のシナリオ、絵コンテなどでポイントを示すこと。

（ウ）工夫点

小学生（主に高学年）が視聴しても戦争の悲惨さや平和の大切さへの理解が深まる訴求力の高い映像コンテンツとするための工夫点を示すこと。

（エ）チラシイメージ

証言映像を紹介するチラシについては、イメージを提示すること。証言映像の内容がわかり、貸出資料として紹介できるよう表現すること。なお、掲載内容（記事・写真等）について暫定（ダミー）も可とする。

（オ）作業工程表

証言映像の制作、戦争体験者への取材や編集等の作業工程表を示すこと。

（カ）業務の実施体制等

業務を遂行するにあたっての実施体制、連絡調整者、技術者、設備等を記載すること。

(3) 経費見積書 1 部

① 体裁：A 4、様式は任意

② 作成上の留意事項

概算価格には、仕様書に掲げる業務委託について、着手から納品までに要するすべての経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税を含んだ金額とし、税額を明示すること。（押印不要）

- (4) 会社等概要書（様式3） 1部
令和7年8月1日現在の状況を記載すること。
- (5) 類似業務実績報告書（様式4） 1部
令和4年度から令和6年度までの期間に、本業務と種類が類似し、かつ規模が同等以上の契約を締結した実績を記載し、その実績がわかる資料（契約書の写しなど）を添付すること。なお、動画等のURLを記載して実績の資料とすることは不可とする。
- (6) 「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合、各1部）
- 1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - 3) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
 - 4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 - 5) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
 - 6) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - 7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - 8) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
 - 9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - 10) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
ア 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
イ 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
ウ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

8 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限
令和7年9月10日（水） 午後5時必着
※提出は休館日を除く、午前9時30分から午後5時までとする。期限厳守とし、郵便の遅れは考慮しない。
- (2) 提出先
滋賀県平和祈念館 〒527-0157 滋賀県東近江市下中野町431番地
- (3) 提出方法
- ・ 上記（2）に示す場所へ持参または郵送すること。
 - ・ 郵送による場合は、簡易書留郵便等の差し出しおよび受領の記録が残る方法により提出することとし、企画提案書等を郵送した旨を当館へ連絡すること。
- ※持参、郵送した旨の連絡の際は、当館の休館日に留意すること。

9 審査および契約予定者の選定

当館が設置する審査会において、あらかじめ定めた審査基準に基づいて審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

(1) 審査方法

- ・審査委員は、当館および関係課職員の5名で構成し、下記(3)の審査基準について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、定められた重みづけを乗じて、点数をつける。(5：十分に満たしている、4：ほぼ満たしている、3：普通である、2：やや不足している、1：不足している) 評価項目⑤については着眼点に基づいて加点し、評価項目⑥から⑩については、該当する場合は配点分を加算し、該当しない場合は0点とする。
- ・プレゼンテーションは、1者あたり15分以内とし、引き続き10分以内で質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの企画提案者側の参加人数は3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書(紙)で行い、パソコン等の使用は認めない。
- ・上記4の要件を満たさない者、または上記7に適合しない企画提案書等を提出した者については、プレゼンテーションの実施前に失格とすることがある。

(2) プレゼンテーションの日時・場所

日時(予定)：令和7年9月17日(水)

場所：滋賀県平和祈念館(滋賀県東近江市下中野町431番地)

※時間等の詳細については、企画提案書等提出者に対し別途連絡する。

※プレゼンテーションについては、Zoomでの参加は認めない。

(3) 審査基準

審査委員1名あたりの評価点数

評価項目	着眼点	重みづけ	配点
①訴求力	県民の戦争体験を伝える証言映像として、視聴者に強く訴えかける内容となっているか。	×4	20
②啓発力(表現力)	・戦争の悲惨さおよび平和の尊さが実感できるものとなっているか。 ・証言者の体験談が、視聴者の年代を問わず共感できるとともに、理解できるものとなっているか。 ・見やすい文字や色づかい等の配慮がなされているか。	×4	20
③構成力	・時間内に訴えたい内容を適切に伝えられているか。 ・証言映像の時間配分、バランスは適切か。	×4	20
④実効性	人材や機材の確保、スケジュール、役割分担等、迅速で確実な業務遂行および良好な進行が可能な体制となっているか。また、当館と良好な連携が図れる体制となっているか。	×3	15
⑤経済性	経費節減を意識した見積額が提示されているか、予定価格に対する提案価格の割合により評価する。 見積額が予定価格の80%未満・・・10点 見積額が予定価格の80%以上85%未満・・・8点 見積額が予定価格の85%以上90%未満・・・6点 見積額が予定価格の90%以上95%未満・・・4点 見積額が予定価格の95%以上同額以下・・・1点	—	10
計A			85

評価項目	着眼点	重みづけ	配点
⑥社会政策面での事業者の取組 (1)	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	—	2
⑦社会政策面での事業者の取組 (2)	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	—	2
⑧社会政策面での事業者の取組 (3)	障害者の雇用の促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	—	2
⑨社会政策面での事業者の取組 (4)	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	—	2
⑩社会政策面での事業者の取組 (5)	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	—	2
⑪県内事業者の優先	県内に本店を有する事業者であるか。	—	5
計 B			1 5
合計 (A + B)			1 0 0

(4) 契約予定者の選定

審査委員の採点を集計し、評価点の総合点が最も高い事業者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点が満点の 6 割未満の場合は契約予定者としない。また、最も総合点が高い事業者が複数あった場合、審査委員長の審査結果が上位の者を契約予定者として選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対し、速やかに文書で通知する。

10 契約の締結

上記9の審査で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当館と協議を行った後、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

11 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限などに遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反があった場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) プレゼンテーション審査会への追加資料の持ち込みは認めない。
- (3) 本プロポーザルに関連して、提出されたすべての書類は返却しない。なお、提出された書類は、本公募型プロポーザルの審査以外には使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する経費は全て各企画提案者の負担とする。
- (5) 制作した証言映像については、この委託業務に係る契約期間満了後についても、特に期限を定めず当館の事業で使用するため、そのために必要な著作権にかかる手続き等については受託者においてこれを処理しておくこと。当該手続きにかかる費用については、本業務の委託料に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (6) 制作した証言映像に関する著作権は、本業務の委託料が支払われたときに、県に譲渡されるものとし、県および県が認める団体等が行う媒体等での活用を妨げないものとする。また、制作した証言映像に関する著作権者人格権は行使しないものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

13 問い合わせ先

滋賀県平和祈念館

〒527-0157 滋賀県東近江市下中野町 431 番地

TEL 0749-46-0300 / FAX 0749-46-0350

E-mail heiwa@pref.shiga.lg.jp

休館日：月・火曜日（ただし、祝日にあたる場合は開館）

※8月の休館日は、8/25（月）・8/26（火）のみ